

# 第3章

## 元気と心かよう 安らぎを育む

健康

福祉



# 第3章 元気と心かよう安らぎを育む

健康

福祉

## 第1節 生き生きと暮らせるまちづくり

### 1. 健康づくりと地域医療

#### ■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

各年代における自らの健康は自ら守るという健康づくりの応援体制が整備され、町民の生き生きとした笑顔があふれています。

#### 〔基本目標〕

町民がお互いに、健康な生活を意識し、自主的に健康維持、増進に努められる、人づくり、まちづくりを目指します。

健康増進計画・食育推進計画に基づき、町民のニーズを捉えた「参加したい」「やってみよう」とする事業を展開し、広報周知等により、町民の「健康情報を読み解き、判断し、共有する力」が向上するよう支援し、町民が健康づくりや食育に取り組むきっかけをつくります。

町民が「参加してよかった」、「また参加したい」と思える健康づくり事業、食育推進事業を展開し、定期的に事業評価を行い、町民の満足度が高い事業の推進に努めます。

町民一人ひとりの健康づくりをサポートするだけでなく、気の合った仲間や地域で声をかけあって、健康づくりを続けられる環境づくりに取り組み、町民同士で健康づくりを推進できる体制づくりに努めます。

食育推進計画に基づき、栄養バランスのよい食事を毎日おいしく食べることを基本に、食事の大切さ、食材やその調理方法を学び、年代に合った「食べる力」を醸成します。町民同士で食育を推進できる体制づくりに努めます。

町民だれもがいつでも適正な医療を受けられるように関係医療機関と連携して地域医療体制を確立するとともに、救急医療体制の充実を図ります。

#### 〔現況と課題〕

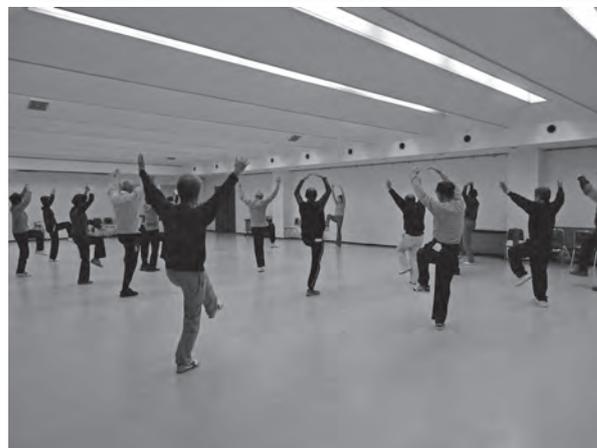
- 「健康増進計画・食育推進計画」を策定し、既存事業を見直しながら、段階を追って町民ニーズに対応した事業を展開しています。
- 各年代における自らの健康は自ら守るという健康づくりの応援体制の充実に努めています。
- 健康づくりの応援体制の充実と、町民ニーズに対応した健康づくり事業の充実・強化を図っていく必要があります。
- 急速な人口の高齢化が進行するなかで、生活習慣病予防や介護予防等への取り組みが重要な課題となってきました。高齢者の健康づくりには、介護予防との連携がより必要になります。健康福祉センターや寄中学校体育館での集団健診のほか、各種検診、高齢者向けの任意予防接種を実施していますが、受診率の向上と受診後の保健指導體制の強化、並びに感染症の予防啓発の必要も高まっています。

- 松田町には県立足柄上病院のほか9つの医院、6つの歯科医院がありますが、身近で質の高い医療が受けられる体制の充実を図る必要があります。
- 休日診療においては足柄上地区休日急患診療所にて、また、休日夜間救急診療においては広域圏で組織する病院群輪番制事業による輪番制で対応しています。歯科診療に関しては、足柄歯科医師会歯科保健センターにおいて、年末年始急患歯科診療を実施しています。
- 県立足柄上病院では、医師不足により、診療科によっては制限がありますが、地域医療センターとしての機能が付加され、基幹病院としての機能強化が図られています。

### 〔基本目標指標〕

項 目	平成26年	平成30年目標
がん検診の受診率の向上①	21.4%	25.7%
がん検診の受診率の向上②（男性のがん）	22.8%	27.4%
がん検診の受診率の向上③（女性のがん）	30.7%	37.0%

\*「平成26年度」の項目には、まちづくりアクションプログラム策定時点の直近の実績である平成25年度実績を記載しています。



〔実行計画の内容〕

施 策		①母子保健対策							
方針・目標		各健診の充実を図り、妊娠中から乳幼児期まで一貫した保健サービスを提供します。 育児不安をもつ保護者等を支援し、安定した育児と子どもの健やかな成長を促すため、育児相談・健康相談・家庭訪問事業の充実を図ります。 また、思春期における育児体験教室等の母性育成支援等の事業を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点〈まちづくり戦略〉 健康教育事業の実施		事業の参加啓発				事業の参加啓発			
健康診査の実施		受診率の向上				受診率の向上			
育児相談の充実		相談事業の推進				相談事業の推進			
未熟児、乳児訪問等の訪問指導事業の強化		訪問指導事業推進				訪問指導事業推進			
乳児家庭全戸訪問事業の推進		訪問事業の推進				訪問事業の推進			
養育支援家庭訪問事業の推進		訪問事業の推進 虐待予防の推進				訪問事業の推進 虐待予防の推進			

施 策		②成人保健対策							
方針・目標		生涯にわたって健康を保持するため、特定健康診査（*）、がん検診等 疾病予防対策の推進を図ります。 健診後の健康教育事業や健康相談事業を通して、自分自身で健康づくり ができるよう個人のニーズやライフスタイルに合わせたプランニング を支援する生活習慣改善指導を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
〈まちづくり戦略〉 特定健康診査（*）・高齢者 健康診査・保健指導の実施		受診率の向上				受診率の向上			
〈まちづくり戦略〉 がん検診の実施		受診率の向上				受診率の向上			
各種健康教育・ 健康相談の実施		事業の参加啓発				事業の参加啓発			

\*特定健康診査：メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の要因となっている生活習慣を改善させ、高血圧や高脂血症、糖尿病等の有病者・予備群を減少させることを目的とした検診

施 策		③感染症対策事業							
方針・目標		感染症による患者の発生や死亡者の大幅な減少をもたらす予防接種事業を推進するため、知識の普及啓発に取り組むとともに、接種機会を安定的に確保し、町民の健康を保持します。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点〈まちづくり戦略〉 各種予防接種事業の啓発推進		啓発の推進				啓発の推進			
〈まちづくり戦略〉 新型インフルエンザ対策の啓発推進		啓発の推進 行動計画策定				啓発の推進			

施 策		④健康づくり組織の育成・支援							
方針・目標		地域の健康づくりを担う健康づくり普及員の育成に取り組むとともに、食生活改善推進員の養成と支援を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
食生活改善推進団体への支援		事業の推進				事業の推進			
健康づくり普及員の育成		事業の推進				事業の推進			

施 策		⑤医療体制の充実と連携							
方針・目標		だれもが必要なときに適切な情報を得て、適正な医療が受けられるよう、地区医師会等と連携し、地域医療体制の整備・充実に取り組みます。 また、医師会の協力のもと、病院群輪番制病院による第二次救急医療体制を継続し、救急の診療体制の充実に取り組みます。 さらに災害時に備え、医師会・歯科医師会・社会福祉協議会・民生委員 児童委員協議会等の関係団体と連携を図り、今後の方針決定の参考とする会議を開催します。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
医療関係機関との連携強化		連携強化				連携強化			
休日急患診療所等の救急医療体制の充実		医療体制の推進				医療体制の推進			
		歯科医療体制の推進				歯科医療体制の推進			
災害時医療のための連携強化		連携強化				連携強化			

施 策		⑥医療体制の整備							
方針・目標		国民健康保険診療所の医療機器の計画的な更新や施設整備を進め、地域医療に即した適正な治療を行います。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
国保診療所の医療機器の計画的な更新		施設整備の推進				医療機器の更新			

施 策		⑦健康増進計画と健康づくりプログラムの整備							
方針・目標		町民の健康づくりの指標とするため、平成26年度に策定した健康増進法に基づく健康増進計画を踏まえた健康づくり事業を展開していきます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点〈まちづくり戦略〉 健康増進計画に基づく健康づくり事業の展開		アンケート実施				事業の実施・推進			



## 2. 地域福祉

### ■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

住み慣れた地域でだれもが人生の最後まで自分らしく暮らせるよう「21世紀まつだ型コミュニティの再生」に向けて、協働できる地域づくりが進められています。

#### 〔基本目標〕

地域で日常的に交流できる居場所づくり・町民同士のささえあい活動を推進します。

ふれあい相談員（地域福祉コーディネーター）、民生委員・児童委員等、地域福祉の担い手と連携を進め、子どもから高齢者までだれもが安心して住み続けられる地域づくりを推進します。

地域包括支援センター等を中心とした、地域課題の発見・把握と解決に向けた地域包括ケア体制の整備を推進します。

地域福祉を支える人たちとのネットワークづくりと協働の推進に努め、地域住民の主体的な活動を支える公的支援を推進します。

#### 〔現況と課題〕

- 少子・高齢社会が進行し、核家族化と一人暮らしの高齢者世帯の増加により、近所づきあいや地域での世代間交流が薄れていく傾向があり、地域における身近な交流の場が求められています。そのため、子どもからお年寄りまで、地域のだれもが参加できるふれあいや交流を通して地域住民間のつきあいを深め、地域コミュニティの強化に努めます。
- ボランティア活動への意欲、ニーズは性別、年代等でそれぞれ分野が異なることから、活動のPRと活動内容の拡充が求められていますため、気軽に地域活動やボランティア活動等に参加できる体制の構築、人材育成を図るとともに各種団体の支援に取り組みます。
- 要介護高齢者や障害者をはじめとした支援を必要とする人が増加傾向にあり、介護者の高齢化も進行していることから、総合的な相談・支援体制の整備が必要とされています。そのため、各種福祉サービスの効果的な利用に向けた相談支援と課題解決に向けた包括的な支援体制づくりを進めます。
- 要介護高齢者や障害者をはじめとした支援を必要とする人が増加傾向にあり、介護者の高齢化も進んでいることから、支援を必要とする人への支援体制の充実が求められています。また、地域における防災への関心が高まっています。そのため、災害時や防犯、孤立防止に備え、地域福祉ネットワークを構築することにより、子どもから高齢者までだれもが安心して住み続けられるよう「地域ぐるみ」のささえあい活動を推進します。

#### 〔基本目標指標〕

項 目	平成26年	平成30年目標
ふれあい相談員の配置	6人	6人
地域の茶の間の活動数	17箇所	20箇所

〔実行計画の内容〕

施 策		①町民主体の地域づくり								
方針・目標		住みよい地域にするため、地域住民自らが参加し、お互いに協力し、支え合うまちづくりをふれあい相談員や社会福祉協議会等と協働して支援します。また、地域を基本とするふれあい相談員の育成と配置を進めます。 そして、だれもが家庭や住み慣れた地域のなかで、その人らしい安心した生活がおくれる地域福祉の実現を目指し、平成26年度に改定した松田町ふれあい計画に基づき、地域主体の「たすけあい」「ささえあい」の体制づくりを進めます。								
取 組 み	実施主体	旧プログラム				新プログラム				
		23	24	25	26	27	28	29	30	
ふれあい相談員の育成・配置	社会福祉協議会 町	相談員の育成・配置				相談員の育成・配置				
地域の茶の間活動の推進、場づくり	町民 町	活動推進・場づくり				活動推進・場づくり				
◎重点〈まちづくり戦略〉 地域主体の「たすけあい」「ささえあい」の体制づくり	町民	一次計画の推進				改訂	二次計画の推進			



### 3. 社会保障

#### ■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

「元気あふれ心かよう 長寿を喜ぶまち」を目指し、社会保障が充実し、町民が住み慣れた地域で生涯を通じて健康で安定した生活を送っています。

#### 〔基本目標〕

住み慣れた地域で、人としての尊厳の保持と生きていくために必要な社会保障が提供できる体制整備に努めます。わが国の社会保障制度の根幹をなす国民健康保険の充実を国に対して要請していくとともに、不必要な医療費の支出の抑制や収納率の向上を図り、町民が安心して医療を受けることができるよう、その適正な運用を進めます。

介護や支援が必要な方に対して、適切なサービスが提供できるよう介護保険制度の適正な運用を図るとともに、介護予防事業の充実を図り、要介護認定者の増加の抑制に努めます。

また、介護サービス利用者が安心してサービス利用できる体制づくりを進めます。

#### 〔現況と課題〕

- 急速な高齢化や生活習慣病の増加、高度医療技術の進歩等により医療費は年々増加してきている一方で、高齢者や低所得者の高い加入率や保険税の収納率の伸び悩み等から、国保制度の安定と健全な運営に向けた対応を検討していく必要があります。また、国民健康保険の広域化等、新しい医療制度に問題なく対応していく必要があります。
- 創設された後期高齢者医療制度においては、制度として定着してきたものの、今後も持続可能で安定した医療制度としていくため、時代に応じた改善をしていく必要があります。
- 高齢化率が29%を超え、要介護・要支援認定者の増加に伴い介護給付費・介護予防給付費の増大が見込まれており、介護保険財政の安定した運営に努めていく必要があります。併せて、介護保険サービスの量と質の適正な確保をしていく必要もあります。
- 要介護認定者の35%は、要支援1・2、要介護1レベルと比較的軽度の方が占めており、こうした人を重症化させない介護予防事業の充実が望まれています。
- 要介護認定者以外の高齢者の介護予防を重視していくとともに、地域包括支援センターにおける相談機能等を充実させ、介護予防事業、介護予防ケアマネジメント等を包括的に展開し、小さい町ならではの目のいき届くサービスの提供を進めていく必要があります。
- 高齢者一人ひとりのニーズが多様化してきており、適正な情報提供をしていくとともに、多様なニーズに対応していくために、足柄上病院や町内医療機関、介護保険サービス事業所、小田原保健福祉事務所足柄上センター、社会福祉協議会、NPO法人、自治会等と連携を図り、利用者本位の途切れのないサービス提供・支援を進めていく必要があります。

#### 〔基本目標指標〕

項 目	平成26年	平成30年目標
介護を必要としない高齢者の割合 (65歳以上で要介護認定を受けていない人の割合)	85.8% (H27.2.28現在)	89%

〔実行計画の内容〕

施 策		①介護保険サービスの充実							
方針・目標	介護が必要なときに希望するサービスの提供と、保険料の増加抑制を踏まえ、サービス量を適切に見込む介護保険事業計画を3年ごとに改定し、介護保険事業を推進するとともに、介護保険事業特別会計の健全な運用を図ります。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
介護保険事業計画の策定・推進	町	策定 推進	推進	策定	推進	策定	推進	策定	推進
介護保険料の収納率の向上	町	収納対策の推進				収納対策の推進			

施 策		②介護サービスの適正な提供と利用体制づくり							
方針・目標	介護保険利用者のニーズに応じたサービスの量と質の確保のため、定期的に事業所指導を行います。また、サービスの適正な利用を促す個別通知等の適正化事業を実施します。 また、介護保険サービス利用者が安心してサービスを利用できるよう、利用者の立場にたった相談事業を推進します。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
事業者指導	関係機関	事業の実施・評価・見直し				事業の推進			
介護給付適正化事業	町	事業の実施・評価・見直し				事業の推進			
介護相談員事業	町	事業の実施・評価・見直し				事業の推進			

施 策		③地域包括支援センター機能の強化							
方針・目標		要介護状態にならないよう介護予防事業を進めるとともに、介護が必要になっても重症化を防ぎ、また介護に伴う様々な相談を受け調整を図る地域包括支援センター機能強化を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点〈まちづくり戦略〉 地域包括支援センターの機能強化と高齢者向け相談の充実	町	事業の推進				事業の推進			
地域包括支援センター業務の現状分析と関係機関との連携調整	町	事業の評価・見直し				事業の推進			
◎重点〈まちづくり戦略〉 地域支援事業の充実	町	事業の実施・評価・見直し				事業の推進			

施 策		④国民健康保険の充実							
方針・目標		国民健康保険財政の健全化を図るため、保険税の適切な賦課・徴収に取り組むとともに、レセプト点検の充実等、適正な医療費の支出に取り組めます。 広報等による啓発活動や健康づくり活動を進め、健康についての自己管理意識の高揚を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
保険税の見直し	町	見直し				見直し			
医療費支出の適正化	町	事業の評価・見直し				事業の評価・見直し			
制度改正の準備	町	事業の評価・見直し				県単位の運営に向けての準備			
健康づくり活動の推進	町	受診率の向上、事業の啓発				受診率の向上、事業の啓発			

## 第2節 多様な福祉サービスの提供

### 1. 児童福祉

#### ■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

急速に進行する少子化、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、就労環境の変化等、厳しさを増す子育てをめぐる環境の変化を認識し、すべての子どもたちが笑顔で成長できるように必要とされる子育て支援施策の充実が、地域、行政、関連する専門機関等、あらゆる主体が連携して支え合っています。その結果、松田町で成長した子どもたちが、将来、この町で子育てをしたいと思えるような町づくりが実現されています。

#### 〔基本目標〕

平成27年度から5年間を計画期間とする、松田町子ども子育て支援事業計画に基づき次のとおり設定します。

【基本理念】次世代育成支援行動計画（後期）を踏襲し、緑と清流の生き生き・まつだが育む「さわやか 笑顔の 子どもたち」

- 【基本目標】
1. 母と子のいのちと健康を守る
  2. 子どもの豊かな個性と生きる力を育む
  3. 多様な子育て支援サービスを展開する
  4. すべての子どもの育ちを支える環境の整備

#### 〔現況と課題〕

平成25年度に子育て世帯向けに実施したニーズ調査結果を基に次のとおり整理します。

##### 1. 松田町の人口動態等

町の総人口は、平成23年度に微増後、減少傾向にあり、今後も減少が推測され、就学前児童は平成26年度の412人から平成31年度には362人との推計になります。一方で国勢調査の結果によりますと、女性の就労率は平成12年度と比べ平成22年度では上昇しており、特に出産・育児期の30代で落ち込む傾向の解消が顕著となっています。なお、出生の動向としましては、出生率が5.9であった平成22年度以降、ほぼ横這いとなっていますが、合計特殊出生率は1.17と増加傾向にあるものの、いずれも国や県の水準を下回っており、改善することが求められています。未婚率が、国・県の水準を上回っており、晩婚化が著しくなっています。

##### 2. 子育て支援事業等

- ・ 保育所については、平成25年度に定員60人として設立した松田さくら保育園が、町内の保育潜在ニーズを掘り起こす結果となり、定員を上回る入所状況が継続しています。施設が手狭となったため、平成26年度中に定員を30人増員するための大規模改修工事を実施し、平成27年度からは定員を90人とします。なお、入所希望状況によっては、更なる定員増や小規模保育所等の整備についても検討します。
- ・ 幼稚園については、平成24年度中の施設統合により、松田幼稚園での保育が開始され円滑な運営がされていますが、一方でニーズ調査結果からは延長保育（一時預かり保育）に係る希望が非常に大きなものとなっています。
- ・ 学童保育については、平成26年度、松田学童保育室で定員を超えて入室させながらも待機児童が発生し、寄学童保育室では15人の入室と近年にない登録児童数となっています。今後は、保育所入所児童の増から、入室希望者数の増が推測され、より一層の施設拡充等が求められます。

- ・子育て支援センター及びファミリーサポート事業については、実績のある社会福祉法人への委託により実施していますが、豊富で専門的な知見や活発な事業展開によって、来所者数の大幅な増加（5788人）や、会員数の増加（315人）という状況となっています。しかしながら、ニーズ調査結果によれば、来所希望はこの倍に当たる数値となっており、施設の拡充が求められています。
- ・小児医療費の助成については、平成23年10月から中学生まで対象を拡大し、扶助費は概ね4,000万円となりましたが、ニーズ調査結果では継続希望の声が寄せられています。

### 〔基本目標指標〕

項 目	平成26年	平成30年目標
保育所 入所児童数4月（箇所数）	117人（1）	97人（1）
幼稚園 入園児童数4月	143人	135人
学童保育 数	2箇所	3箇所
子育て支援センター 数	1箇所	2箇所
病児・病後児保育 施設数	—	1箇所



〔実行計画の内容〕

施 策		①地域における子育ての支援							
方針・目標	次代を担う子どもたちが、地域のなかで、健やかに生まれ育つことができるよう支援し、総合的な子育て支援サービスの充実を図ります。また、学童保育の推進として、施設の整備を進めます。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点〈まちづくり戦略〉 子育て支援センターやファミリー・サポートセンター事業の充実	町	事業の啓発・推進				事業の啓発・推進			
						整備拡大			
学童保育の推進	町	学童保育の推進				学童保育の推進			
						整備拡大			

施 策		②保育サービスの充実							
方針・目標	利用者の生活実態や多様化するニーズを踏まえ、保育施設の整備やサービスの充実を図ります。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点〈まちづくり戦略〉 保育施設の整備・推進	関係団体 町	検討	整備		整備	施設整備の検討			
延長保育や乳児保育の充実	関係団体 町	保育の実施				保育の実施			



施 策		③経済的な支援の充実							
方針・目標		子どもを持ちたいという親の願いを十分かなえられるように、子育て家庭に対する経済的支援を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
〈まちづくり戦略〉 小児医療費の助成・支援対象の検討	県町	支援対象の検討				支援対象の検討			
		事業の推進				事業の推進			
〈まちづくり戦略〉 児童手当の支給	国 県 町	事業の推進				事業の推進			
ひとり親家庭等の医療費助成	県 町	事業の推進				事業の推進			
◎重点 〈まちづくり戦略〉 子育て世帯支援事業	町	検討 準備				事業の実施・見直し			

施 策		④児童虐待防止対策の推進							
方針・目標		育児放棄を含む児童虐待の発生防止と早期発見に取り組み、関係機関と連携し善後策について検討し、指導解決に取り組みます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
要保護児童地域対策協議会の開催	関係団体 町	事業の評価・見直し				事業の評価・見直し			
児童家庭相談援助活動の推進	町	事業の推進				事業の推進			



## 2. 高齢者福祉

### ■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

「元気あふれ心かよう 長寿を喜ぶまち」を目指し、地域住民と行政との協働・連携・共生による福祉社会の実現に向けた取り組みを積極的に推進します。

生涯にわたる健康づくりをし、要介護状態にならないように介護予防施策を充実し、高齢者の尊厳を保持し、元気に生きがいをもって生活できる地域を実現します。

#### 〔基本目標〕

超高齢社会を迎え、介護を必要とする要介護認定者だけではなく、高齢者一人ひとりのニーズに対応した支援を進めます。

また、身体機能や心の健康を維持するための施策の実施や、ともに生き、ともに支えあう地域づくりに取り組みます。

- (1) 高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするために保健・医療・福祉の連携を図るとともに、地域包括支援センターを中心に包括的なサービス提供ができる地域包括ケア体制の整備を推進します。
- (2) 生涯にわたる健康づくりを推進し、寝たきりや要支援・要介護状態にならないように介護予防の充実を図ります。介護予防サポーターを養成し、地域における支援体制を構築します。
- (3) 高齢者がいつまでも元気に暮らしていくための生きがいづくりと社会参加できる体制整備を図ります。さらに、豊富な知識や経験を持つ高齢者等が地域コミュニティネットワークへ主体的な参画できる体制整備を行います。
- (4) 認知症ケアパスを作成する等認知症高齢者に対する支援体制を整備します。
- (5) 高齢者虐待の防止及びその早期発見を含む権利擁護のため、地域におけるネットワークづくり等、支援体制を整備します。また、成年後見制度等の様々な情報提供や普及啓発を行います。
- (6) ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等への、見守り・声かけ活動の展開、緊急時・災害時の避難支援体制整備を図ります。

#### 〔現況と課題〕

- 高齢化率が29%を超え、要介護認定者の増加や高齢者の単身世帯、高齢者世帯が増加し、老々介護や認知症の増加等、高齢者を取り巻く状況は、刻々と変化しています。住み慣れた地域で、ともに生き、ともに支えあう仕組みづくりや、要介護状態にならないよう支援する施策や認知症高齢者への支援対策にさらに踏み込んで取り組む必要があります。高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするために、保健から医療、基幹病院である足柄上病院を中心に医療から介護への連携を図り、地域包括支援センターを中心に包括的なサービス提供ができる地域包括ケア体制の整備を図る必要性があります。
- 高齢者の加齢に伴う身体状況に併せた、屋内外を問わない、安全を確保する施策に取り組む必要があります。
- 高齢者の単身世帯や高齢者世帯等では、身近な支援者がいないことから、漠然とした不安を抱えて生活している状況も伺え、地域包括支援センター等の相談窓口の機能強化を図り、地域住民によるささえあい等の互助機能の充実を図る必要があります。
- 生活様式や町民ニーズが多様化してきており、生涯現役を目指し、生活の質を維持できるよう一人ひとりのニーズに対応した支援を進めていく必要があります。

## 〔基本目標指標〕

項目	平成26年	平成30年目標
介護予防サポーター数	25人	50人
生活支援サポーター数	22人	35人

## 〔実行計画の内容〕

施策		①高齢者福祉の充実							
方針・目標	<p>要介護状態にならないための施策や高齢・虚弱化に伴い、必要となる日常生活の支援の取り組み等、介護保険以外の高齢者福祉サービスの指針となる高齢者福祉計画の改定を3年ごとに行い事業評価を行うとともに、高齢者福祉の充実を進めます。</p>								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
高齢者福祉計画策定・推進	町	策定			策定				策定

施策		②認知症高齢者支援対策							
方針・目標	<p>認知症に対する知識の普及を進め、地域で暮らす認知症の方やその家族が、安心して暮らし続けることができるよう認知症サポーター養成事業を実施します。</p> <p>認知症で判断能力が乏しくなり、日常生活や金銭管理が不十分な高齢者を支援します。</p> <p>認知症初期集中ケア体制整備を進め、地域包括支援センターに認知症地域支援員を配置し、支援体制を整えます。</p>								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
認知症初期集中ケアの体制整備と推進	町	やすらぎデイサービス事業終了				事業の推進			
〈まちづくり戦略〉 認知症サポーター養成事業	町	事業の実施・評価・見直し				事業の推進			
高齢者虐待防止普及啓発事業	町	事業の実施・評価・見直し				事業の推進			
成年後見制度利用支援事業	町	事業の実施・評価・見直し				事業の推進			
総合相談・支援	町	事業の実施・評価・見直し				事業の推進			
介護家族支援	町	事業の実施・評価・見直し				事業の推進			

施 策		③保健・福祉サービスの充実							
方針・目標		加齢に伴い低下する身体機能の維持を図るため、介護予防事業を町民主体で実施できるよう支援するとともに、支援が必要な高齢者に対して介護サービス以外の生活支援サービスの充実を図ります。また、関係機関と連携し、短時間援助（買い物、電球の取り換え、ごみ出し等）事業の体制整備を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点〈まちづくり戦略〉 高齢者生活支援等サービスの充実と生活支援サポーターの養成		見直し 養成				事業の推進			
〈まちづくり戦略〉 地域を単位とする自主的介護予防活動への支援と介護予防サポーターの養成		実施・見直し 養成				事業の推進			

施 策		④生きがい対策事業							
方針・目標		高齢者が長年培った知識や経験を、子どもたちに伝え引き継いでいく世代間交流事業の実施や、仲間同士のささえあい、空いた時間を有効活用するための活動等を支援します。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
老人クラブ活動等自主活動への支援		事業の推進				事業の推進			

施 策		⑤在宅医療、介護との連携の推進							
方針・目標		在宅医療の推進として基幹病院等とのネットワーク化を図る。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
在宅医療ネットワーク推進事業		推進会議 立上げ				事業の推進			

施 策		⑥介護保険・高齢者福祉サービスの充実							
方針・目標		松田町の特性を活かした高齢者福祉に特化したサービス事業所の誘致を行う。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
介護保険・高齢者福祉サービスの充実		調整				開設支援			

### 3. 障害者福祉

#### ■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

障害児・障害者が社会の一員として、自分らしく自立した生活を送ることのできる地域社会が形成されています。

#### 〔基本目標〕

障害のある人ない人に関わらず、だれもが社会の一員として地域のなかで、普通に生活できる社会に障害児・障害者、地域住民が共生し、町とともにつくる、共生・協働する社会の実現を目指します。

#### 〔現況と課題〕

障害のある人の自己決定によるその人らしい自立と社会参画を目指し、「ノーマライゼーション」と「ソーシャルインクルージョン」を推進する必要があります。

平成25年4月に「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に変わり、障害者の範囲の拡充（難病の追加）、障害程度区分の創設、サービスの拡充等の施策を推進しています。新たな法制度の下、町は実施主体として、障害者が障害福祉サービスを利用しながら自立した日常生活が営むことができるよう、それぞれの障害に見合った支援内容のあり方、方法等を検討し、適切なサービス提供に努める必要があります。

ユニバーサルデザインのまちづくりを目指し、各種施設のさらなるバリアフリー化が必要です。また、避難場所の確保や災害マニュアルの作成、緊急時連絡体制を整備する等、緊急時に速やかに対応できる体制づくりが求められます。

障害に対する相互理解の促進のためのPR活動や交流の推進を図り、障害のある人・ない人への各種情報の提供と交流の促進を図る必要性があります。

障害のある子どもへの支援として、乳幼児期の療育相談や就園・就学相談、学童期の相談体制等について充実を図り、障害のある子どもの健やかな成長を促すために、広域圏で児童発達支援センターを整備するとともに、民間保育所や保健師等の関係機関との連携を深め、適切な教育・療育が行える体制づくりを促進する必要があります。

障害者の生活拠点の地域移行支援とともに、障害者の職業的自立を促進するため、関係機関等との連携を強化し、地域における就労への支援を充実させる等、障害者の社会参加を促進に努める必要があります。

#### 〔基本目標指標〕

項 目	平成26年	平成30年目標
障害児・障害者計画相談支援利用率	67.86% (H27.3.31現在)	100%
県西圏域内の児童発達支援センター	1カ所	2カ所

〔実行計画の内容〕

施 策		①相談・支援事業の充実							
方針・目標	障害のある子ども・療育を必要とする子どもへの支援を図るため、足柄上地域～県西地域を圏域とした民設民営による児童発達支援センターの開設に向け、支援します。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
障害の早期発見・早期療育の充実	事業者 近隣市町 町	訓練会见直し -----▶				広域調整 -----▶ 開設 -----▶			

施 策		②福祉サービスの充実							
方針・目標	障害児・障害者が在宅で生活できるように、サービスを推進するとともに医療や補装具の費用についても支援します。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
重度障害者の医療費助成	県 町	事業の見直し -----▶				事業の推進 -----▶			
障害者総合支援法によるサービスの推進	県 町	事業の見直し -----▶				事業の推進 -----▶			

施 策		③自立への社会環境づくり							
方針・目標	障害児・障害者の雇用や就労の場所を確保するため、関係機関と協力して、支援に取り組みます。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
障害者の社会参加支援の促進	関係機関 町	事業の推進 -----▶				事業の推進 -----▶			
		法人化 法人への支援 -----▶							

施 策		④障害者計画・障害福祉計画の改定・推進							
方針・目標		町が提供する障害福祉サービスの適切な運用のため、受給者のニーズを踏まえた計画を策定します。							
取組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
第2次障害者計画・第3期障害福祉計画(A1)の改定・推進	町	改定(A1)				推進(A1)			
						改定(B1)			
						推進(B1)			
第4期障害福祉計画(B1)の改定(26年度)推進(27～29年度)						改定(A2・B2)			
第3次障害者計画(A2)・第5期障害福祉計画(B2)の改定・推進(29年度)						推進(A2・B2)			

